

弁理士の日記念企画

小説『特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来』にみる 近代テクノロジー、特許権侵害、未来の知的財産

作家 南原 詠 日本弁理士会会長 杉村 純子

要 約

宝島社主催 2022 年第 20 回『このミステリーがすごい!』大賞で“大賞”を受賞したミステリー小説『特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来』の著者南原詠（ペンネーム）さんは、なんと弁理士でもあります。大賞受賞記念と 7 月 1 日「弁理士の日」の記念を盛り込んだ企画として、南原詠さんと杉村純子日本弁理士会会長との特別対談を開催しました。

目次

「対談の概要」

1. はじめに
2. 本作の侵害警告事件および侵害の成否の検討
3. 作品中の近代テクノロジー
4. 未来のテクノロジーと知的財産
5. パテントトロール
6. 弁理士×作家
7. 次回作の構想

「対談を終えて」

開催日：2022 年 7 月 5 日

参加者：

- ・南原 詠（作家）
- ・杉村 純子（日本弁理士会会長）
- ・荻 弥生（司会、日本弁理士会広報センター）

「対談の概要」

『特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来』は、弁理士の主人公が特許権侵害を警告された VTuber（バーチャルユーチューバー）を救う異色のミステリーです。本作において、大人気 VTuber・天ノ川トリイは、自身が使用するモーションキャプチャ装置（高速通信技術 5G × 点群データ処理 × レーザースキャナ）が他人の特許権を侵害するとして警告を受けてしまいます。果たしてこの警告は妥当なのか、依頼を受けた弁理士・大鳳未来がこの窮地をどう切り抜け、トリイを

助けるのか？ 作中の事案を例に取り、特許法に基づいた特許権侵害の基本的な考え方や、日本の産業を支える最先端テクノロジーについて、作品の著者である南原詠さんと、杉村純子日本弁理士会会長に解説いただきました。

1. はじめに

【司会】 本日は弁理士でもあり、第 20 回『このミステリーがすごい!』大賞で大賞を受賞し、作家デビューを果たした南原詠様をお招きし、日本弁理士会会長の



「特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来」(宝島社)

杉村純子先生と対談していただきます。これまでの日本弁理士会の記者説明会は、主に法律の改正や日本弁理士会事業の実施報告等をテーマにしてきましたが、本日はぐっと流れを変えまして対談形式で特許法に基づいた特許権侵害の基本的な考え方や最先端のテクノロジーとそれに関連する知的財産についてお二人にお話を伺いたいと思います。

本日の対談では、始めに今回の受賞作品について皆様にご紹介させていただきます。続いて、本作に登場する侵害警告事件の内容を基に、侵害の定義や侵害の成否について南原さんと杉村会長に解説、検討いただきながら近代テクノロジー、未来のテクノロジーとそれに関する知的財産についてもお話させていただきます。そして、作品に登場するパテントトロールについて、作家と弁理士という二刀流にキャリアについてと、次回作の構想についてお話させていただきたいと思います。

まず、『特許やぶりの女王 弁理士・大風未来』の概要についてご説明をお願いいたします。

【南原】 この物語は弁理士の主人公が特許権侵害を警告されたVTuber、バーチャルYouTuberを救うミステリーです。ある日、人気VTuberの天ノ川トリイのもとに撮影技術、映像技術の特許権侵害の警告書が届きます。その問題を解決するため、元パテントトロールの弁理士、大風未来がこの問題を解決すべく特許法の知識や経験などを活かし、奮闘する。そのような物語です。

【司会】 作品に出てくるVTuberというのはいったい何者なのでしょう。

【南原】 VTuberの正確な定義というものは無いのですが、動画配信サイト、YouTube（登録商標）に動画を公開して配信する方たちです。いわゆるアバターと呼ばれるキャラクターを動画内に登場させ配信する

という点で、自身が動いて出演するYouTuberとは異なります。例えば作中にも登場するのですがKizuna AI（キズナアイ）さん是有名だと思います。

【司会】 主要な登場人物が弁理士とVTuberということで、一見交わることのなさそうな世界にいる二人ですけれども、なぜこの組み合わせになったのでしょうか。

【南原】 VTuberというと、とどのつまりはIT技術です。映像技術というところで技術となると発明に関係してきます。そうすると、発明を守る特許、特許権というところが関係してきて、ある意味、本来だったらつながりそうになかったこの二人、VTuberと弁理士がつながることになりました。

【司会】 杉村会長、私たちは女性弁理士が活躍してくれてとてもうれしいですね。

【杉村】 はい。まず、作家の南原さんにお礼を申し上げます。主人公を大風未来さんという女性の弁理士にさせていただいたということで大変うれしく思っております。

【南原】 ありがとうございます。

【杉村】 今、女性弁理士は弁理士全体の約16%を占めています。私が弁理士になった頃は3%弱でしたので知財の分野で女性の活躍拡大が図られているということについてはうれしく思います。世界共通の目標として掲げられているSDGsには、ジェンダー平等を実現しようというゴールがあります。性別による差別や偏見をなくして全ての女性と男性が対等に権利、機会、責任を分かち合える社会を作ることを目指して世界中で取り組まれている目標です。日本弁理士会におきましてもダイバーシティ委員会を設置してジェンダーにとらわれず誰もが活躍できる知的財産・弁理士の世界を目指して健闘しているところです。このような健闘に先駆けてこの小説で主人公を女性弁理士として活躍をさせていただいたことについて大変ありがたく思っております。

2. 本作の侵害警告事件および侵害の成否の検討

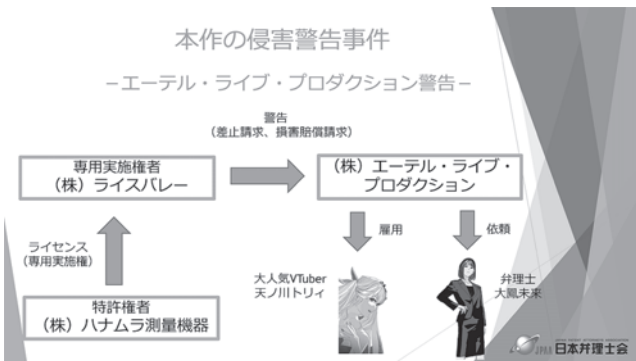
【司会】 それでは、本作の内容で問題となっている侵害警告事件についてご説明をお願いいたします。

【南原】 まず、スライドの左下（スライド1）をご覧ください。ここには特許権者と書いてありますね。ハナムラ測量機器という会社があります。この特許権者が専用実施権をライスバレーという会社に設定登録し



南原詠氏

ました。この専用実施権者が専用実施権の侵害として右のエーテル・ライブ・プロダクションという会社に警告をし、所属している VTuber である天ノ川トリイに警告書が届いたという概要になっています。



【スライド 1】

【司会】 続いて、本作における特許権侵害の成否について伺っていききたいと思います。まず、本作の撮影システムを説明する前に VTuber を動かす一般的な撮影システムについて見ていきましょう（スライド 2）。3D モデルの VTuber を生きているように動かすには例えば演者の全身に付けたマーカーの位置をトラッキングしたり、特殊なセンサが内蔵されたカメラで撮影をしたり、スマートフォンで撮影するなどをして演者の顔や体の動きを読み取って VTuber の表情や動きに変換していきます。それでは、本作で問題となっているハナムラ測量機器の特許、つまり、特許権者の特許は従来とどのように異なるものなのでしょうか。



【スライド 2】

【南原】 大きく違うところは 3 つあります（スライド 3）。1 つはレーザー光を使うところ、そして、点群データを使うところと、あとは最後に 5G 通信技術を使うところです。基本的にはこの特許権は測量に使われるシステムです。まず、真ん中の上に四角い箱があると思いますが、この測定機がレーザーを照射します。レーザーを照射し、地形とか建物とか、あるいは

人などにレーザーを当て、反射したレーザーをさらに受光してその受光量からデータを取ってどんな形をしているのかなどをコンピューターで判断し、点群データという大容量のデータを生成します。生成された点群データは、いったんネットワークを通じて送信するのですが、あまりにも大きいデータ量ですので、普通の通信ネットワークだと送信できません。ここで 5G 通信技術の仮想化ネットワークというのを使います。これを使って対象モデル生成手段、パソコンに移す。受け取ったデータを基にパソコンは、地形等の 3D 画像などを生成し、モデル出力手段で画面に表示するというのが特許権にかかる特許発明の内容です。



【スライド 3】

【司会】 つまり、この特許権の特徴は、測定対象を膨大な量の点群データで表現することで高精度に再現できるということと、その膨大な点群データの処理を 5G 通信技術の使用により可能にしている点の特徴ということによろしいですね。

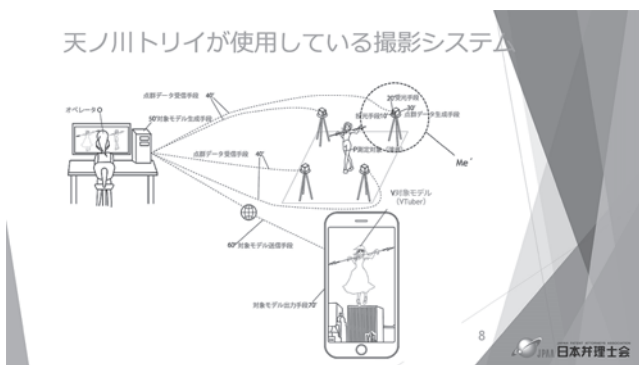
【南原】 まさにその通りです。

【司会】 ハナムラ測量機器の撮影システムの構成をご説明いただきましたけれども、それでは、本作で特許権を侵害しているとされた天ノ川トリイが使用している撮影システムはどのようなものなのでしょうか。



杉村純子会長

【南原】天ノ川トリイが使用している撮影システムもほぼ同じです（スライド4）。違うところと言いますとレーザー光が当たる対象が建物や土地ではなくて人間である点です。天ノ川トリイの撮影システムは、レーザー光照射結果を基にVTuberを生成し、そのVTuberをディスプレイに表示させます。当然、表示させたものはYouTubeなどで映像にすることができます。



【スライド4】

【司会】 それでは、先ほど説明した、70条の規定に基づき、ハナムラの特許権にかかる撮影システムの構成と、トリイが使用している撮影システムの構成とを比較してみましょう。こちらがクレームチャートです（スライド5）。

クレームチャート

ハナムラ特許		天ノ川トリイが使用している撮影システム	
A	測定対象（地形等）に測定光を照射する投光手段（1 0）と、	a	測定対象（演者）に測定光を照射する投光手段（1 0）と、
B	前記投光手段により照射され、前記測定対象により反射された測定光を受光して受光量を表す受光信号を出力する受光手段（2 0）と、	b	前記投光手段により照射され、前記測定対象により反射された測定光を受光して受光量を表す受光信号を出力する受光手段（2 0）と、
C	前記受光手段により出力される前記受光信号に応じて、前記測定対象の動きと表面形状を表す点群データを生成する点群データ生成手段（3 0）と、	c	前記受光手段により出力される前記受光信号に応じて、前記測定対象の動きと表面形状を表す点群データを生成する点群データ生成手段（3 0）と、
D	前記点群データ生成手段により生成された点群データを、5 Gネットワークを仮想的に分割し運用する仮想化ネットワークを通じて受信する点群データ受信手段（4 0）と、	d	前記点群データ生成手段により生成された点群データを、5 Gネットワークを仮想的に分割し運用する仮想化ネットワークを通じて受信する点群データ受信手段（4 0）と、
E	前記点群データ生成手段により生成される点群データを前記点群データ受信手段により受信し、受信した点群データに応じて、前記測定対象の表面形状を表現する対象モデル（地形の3D画像）を生成する対象モデル生成手段（5 0）と、	e	前記点群データ生成手段により生成される点群データを前記点群データ受信手段により受信し、受信した点群データに応じて、前記測定対象の動きと表面形状を表現する対象モデル（VTuber）を生成する対象モデル生成手段（5 0）と、
F	前記対象モデル生成手段が生成した対象モデルを出力する対象モデル出力手段（7 0）と	f	前記対象モデル生成手段が生成した対象モデルを出力する対象モデル出力手段（7 0）と
G	を備えることを特徴とする撮影システム。	g	を備えることを特徴とする撮影システム。

【スライド5】

【南原】クレームチャートでは、左側にハナムラの特許、特許権の内容が細かく分かれて表現されています。この表ですと、要素はA～Gまで7つの条件に分かれて書かれています。実際に特許権侵害の警告書などが送られる場合、この表も本来、一緒に付いてくるものです。侵害を立証するための証拠ですね。このように文言化してハナムラ特許と製品というものを比較した結果がこの表です。

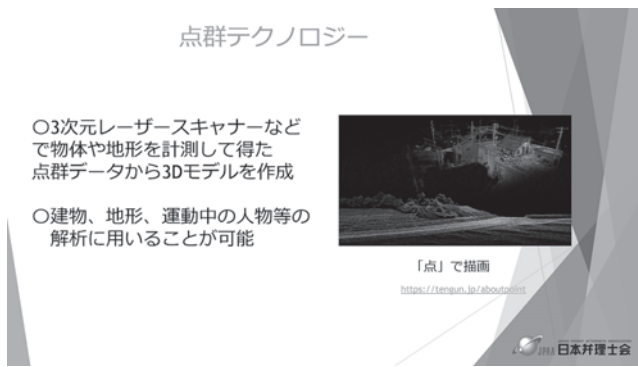
【司会】 それでは杉村会長、クレームチャートについてご説明いただけますでしょうか。

【杉村】 昨今のクレームチャートと言いますと、IoTの普及に伴って通信業界以外の業種でも、通信関連の標準必須特許（standard-essential patent）にも関係しています。標準必須特許は"SEP"と略して称しており、例えば標準必須特許権者が当該特許発明を実施している者に対してライセンスオファーを誠実に交渉する際には、ライセンスの対象となる特許発明についての請求項と標準規格とを構成要件単位で対応させたクレームチャートを提示することが望まれているところです。特に令和4年3月末に策定されました、経済産業省の標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針にもクレームチャートを提示することが記載されています。ところで、ご執筆いただいた物語では先ほど南原さんからもご説明いただいたクレームチャートは、天ノ川トリイさんが使用している撮影システムがハナムラの特許権を侵害しているということを確認するクレームチャートになっていると思います。

3. 作品中の近代テクノロジー

【司会】 それでは、侵害警告のほかに本作に登場した最先端の技術を紹介していきたいと思います。本作品のトリイの撮影システムは、レーザースキャナと点群テクノロジーを使用し、トリイの動きを高精度に再現できるものでした。この点群テクノロジーという技術について、杉村会長、ご紹介をお願いいたします。

【杉村】 はい。先ほど、南原さんに点群テクノロジーをご説明いただきました。私からは少し具体的な例をご紹介させていただきたいと思っております（スライド6）。このテクノロジーは、例えば、トンネルの内壁の崩落リスクの調査に用いられます。自動車に点群レーザを搭載して走行し、落下しそうなコンクリート塊の有無を調査することができます。また、3次元レーザースキャナで測定したデータを点群でデータ化し、このデータに基づいて3Dモデルを作成することも可能です。さらにプラントにおける配管設計や、地形に基づく災害予測のシミュレーションを行うこともできますし、建物や地形だけではなく運動中の人の動きを解析することができるなど、人体にも適応することができるようなテクノロジーだと考えております。



【スライド6】

【司会】 続いて画像認識の技術についてですが、本の中で「トリイが傷だらけ」という描写がありました。これらの傷はVTuberになぜ、反映されないのでしょうか。

【南原】 まず、対象モデルはあらかじめ用意されているCGです。天ノ川トリイというCGが既にあるので、それを動かすためにレーザーを使うわけなので、CG自体に傷は作られません。演者にたとえ、生身の傷があったとしてもです。当然、生身の傷の部分はCGのトラッキング座標が微妙にずれるのですが、そこは自動的に補正していると考えてください。

【司会】 画像解析のAIとして、あらかじめ学習した傷画像のデータを基に病変を発見するという技術もあります。

【南原】 例えば国立がんセンターとNEC（日本電気株式会社）が出願中のものに大腸がんを検出するという技術があります（スライド7）。



【スライド7】

【南原】 国立がん研究センターに蓄積された画像でトレーニングされたAIを用い、大腸内視鏡検査時に大腸前のがん病変、及び、早期大腸がんをリアルタイムに自動検出することができるようです。また、検出した情報をリアルタイムに医師にフィードバックすることで内視鏡医の病変の発見をサポートし、医師とAI

が一体となり、真贋精度の改善、向上が期待されます。さらに経験が浅い医師でも、これを使うと経験豊富な医師と同様に病変を発見できる可能性があります。

4. 未来のテクノロジーと知的財産

【司会】 さて、続いて主人公の名前が未来ですが、未来的な技術の知的財産について伺いたと思います。昨今、AIやメタバース等が何かと話題になりますが、AIやメタバースに関連する知的財産については現状どのようになっているか、会長と南原さんにお話を伺いたと思います。それでは杉村会長、日本のAI開発に関してご説明をお願いいたします。

【杉村】 最近はまだ、AIが注目されてきております。実は約30年前にも一度、AIがブームになりまして、冷蔵庫や洗濯機に関しAIやファジーという言葉が使われていたことを思い出します。まだ南原さんは生まれてらっしゃらなかったかもしれませんね。

【南原】 ファジーは聞いたことがありますね。

【杉村】 あるのです。30年ぐらい前はアルゴリズムで実現できることをAIでも実現できることを示した程度でしたが、最近では、AIでなければ実現できないこともあると思います。このスライドに表示されているのは2016年のコンシューマー・エレクトロニクス・ショーと称される見本市で発表した『ぶつからないクルマ』という人工知能搭載自動運転車のデモ画像だと思います（スライド8）。この自動運転の機械学習には、Preferred Networksの開発したChainerと称されるニューラルネットワークを使うためのオープンソースが使われていました。

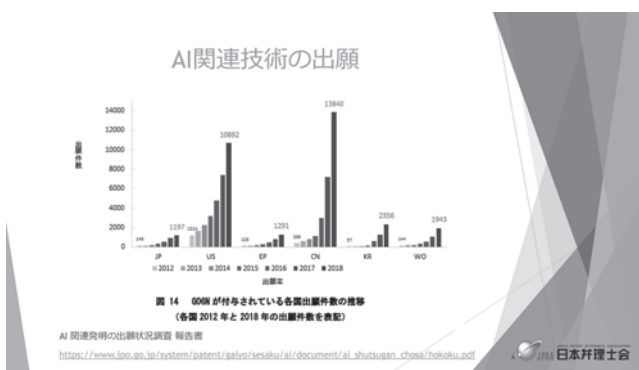


【スライド8】

【司会】 続いて各国のAI関連技術出願状況について、会長、ご説明をお願いいたします。

【杉村】 はい。AIを利用した発明は、以前は画像認識

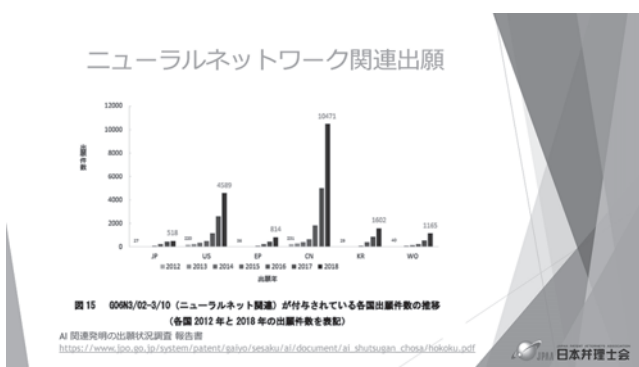
とか、音声認識のような一部の技術分野に限られていましたが、最近はさまざまな分野で利用され始めております。さまざまな分野でAIが利用されるようになったことと関連して出願件数も増えているのだらうと思います。AIとアルゴリズムの組み合わせで効率よくAIの特性を向上させるような技術、いいところ取りをするような技術もあります。今後の技術のますますの進展が楽しみです。ここに提示されておりますグラフは、特許庁が作成したAI関連発明の出願状況報告書に掲載されている図です（スライド9）。日本国内の状況と同様に各国にてAI関連技術の出願が増加傾向にあることが分かります。出願件数を見ますとアメリカと中国は突出しております。両国が世界において主要な出願国となっていることが分かります。



【スライド9】

【司会】 それでは、各国のニューラルネットワーク関連の出願動向はいかがでしょうか。

【杉村】 ニューラルネットワーク関連の出願も増加しています。ここに示しましたグラフは特許庁が作成した「AI関連発明の出願状況報告書」に掲載されているグラフです（スライド10）。世界全体として出願数は増加傾向にあります。また、韓国においても高い出願件数の増加率が示されていることが分かります。



【スライド10】

【司会】 各国のAI関連の出願傾向について会長にご説明いただきましたが、続いて各国のAI関連発明の審査動向についてご紹介させていただきます。

【南原】 表（スライド11）は2019年11月20日に行われた国際特許審査実務シンポジウムのもので、AI関連発明のグローバルな権利取得に向けて、とのテーマで特許庁で開催され、日米欧中韓の主要の五庁を含む各国の実務者が一堂に会しました。そこで日本が2つの発明の事例を仮想的に考え各国に提示し、発明成立性や進歩性について五庁の意見を聞いた結果です。細かい説明は省略しますが、例えば特殊な形の学習済みモデルが発明として成立するかを訊いた結果が表1です（スライド11）。特徴的なのが、欧州、米国、中国、韓国は発明として認めるかというところに結構シビアと言いますか、厳しい判断をしています。一方日本は、特殊な仮想事例だったとはいえ、AIに関しては発明に該当するという判断をしています。2つ目の事例が、ダムにたまった水から水力発電量を推定するというシステムを仮想的に考えて進歩性の有無を訊ねたものです。日本以外はケースバイケースというふうに権利化に関して厳しめに見ていますが、日本は進歩性を肯定するというので、他の国とは違い先進的な判断を示しているということが分かります。

A I 関連発明と各国の審査動向
— 発明該当性と進歩性 —

	日本	欧州	米国	中国	韓国
○発明に該当する	○	△	×	×	×
△特許適格性が認められる場合あり	△	△	×	×	×

	日本	欧州	米国	中国	韓国
請求項 1	×進歩性否定	×進歩性否定	×進歩性否定	×進歩性否定	×進歩性否定
請求項 2	○進歩性肯定	△ケースバイケース	△ケースバイケース	△ケースバイケース	△ケースバイケース

千本啓介 AI関連発明と各国の審査動向 特許第298号
<https://www.tokushon.jp/glossary/298/298tokuyou5.pdf>

【スライド11】

【司会】 会長にも表についてご意見をいただけますでしょうか。

【杉村】 今、南原さんがおっしゃられましたように、ご説明いただいた例はかなり特殊な例示であると考えております。単なる数字、数学、人為的な取り決めでは発明該当性が認められないことは日本も含め各国で共通しております。基準は多少異なりますが、実際に使用する装置やシステムの発明であれば発明該当性は認められますので、提示されている表ほどの差は実務上はさほど感じないのではないのでしょうか。AIを専

門にし、他社と違うサービスをAIで提供しているスタートアップ企業であれば当然、AI関連の出願をすべきだとは思いますが。しかし、他社との違いをAIで提供するのでなければ、単にブームに乗ってAI関連出願をするのはあまりお勧めすることではありません。開始しようとしているビジネスを守るために何を守ればよいのか等を弁理士にしっかり相談していただいて、ビジネス戦略に沿った、地に足をつけた出願をしていただくことがその企業の発展につながると思っております。

【司会】 続いて、メタバースに話題を移していきたいと思えます。メタバースとはなにか教えていただけますか。

【南原】 メタバースは超を意味するメタと、世界を意味するユニバースを組み合わせた造語です。元々はアメリカのSF小説、スノウ・クラッシュに登場する架空の仮想世界の名前です。余談ですが、今このスノウ・クラッシュが復刻されて売られているようです。メタバースが流行り始めたかららしいです。スノウ・クラッシュではVRゴーグルをかぶって体験する3次元のオンライン仮想世界でアバターの姿で、たくさんのユーザー同士がコミュニケーションをとることができる空間をメタバースとして表現しています。マーク・ザッカーバーグのメタ発表以降、テレビやニュースで取り上げられ、大きな注目を集めています。これが出版された1992年と言えば、ウィンドウズ95が発売される3年前です。インターネットどころか、パソコンが一般的になる前の時代に現在のメタバースの世界を予言しているというすごい物語です。メタバースの世界でアバターの触覚を物理的に体現できる方法として、ハプティックデバイスが登場しています。またメタバースの世界では、視覚・聴覚しか再現されない現在一般的なVR体験中に本来感じるはずのない、それ以外のさまざまな感覚を疑似的に感じるファントムセンス・VR感覚を感じたという例が報告されています。

【司会】 こちらがメタ開発中のハプティックデバイスの試作品で、アメリカにおいて特許権を取得しているものです（スライド12）。



【スライド 12】

【南原】 このような装置は、メタバースの世界から、視覚と聴覚だけでなく、触覚も取り出すために作られたものだと思います。このハプティックデバイスにより、視覚・聴覚のリモート化に続き、触覚のリモート化が進むことが期待されています。触覚のリモート化が行われることで、社会はそれをどのように利用し、どういったテクノロジーが生まれてくるかというところは考えていくと結構楽しいのではないかと思います。これに関して会長はいかがでしょうか。

【杉村】 はい。この分野のテクノロジーが今後どのように開発されていくかを考えるとわくわくしますね。世界も広がっていくように思います。

【南原】 私も楽しみにしています。

【司会】 続いてこちらは、メタ販売中のヘッドマウントディスプレイについてですが、こちらについてはいかがでしょうか（スライド13）。



【スライド 13】

【南原】 ヘッドマウントディスプレイはゲームなどでよく使われていると思います。実はまだ私は、ヘッドマウントディスプレイのVR体験をしたことが無いので、これから先、体験してみたいなと思っています。今までゲームや映画を見るということだけに使われていたものが、そのうち仕事、ビジネスの世界でも使われてくるのではと思っています。今皆さん、パソコン

の前でモニターで見られていると思うのですが、もしかしたら、近い将来、数年先には皆さん、リモート会議もみんなヘッドマウントディスプレイをかぶって行っているのかもと思っています。会長はいかがでしょうか……。

【杉村】 私も体験したことがあります、不思議な世界を体験しているようで、わくわくしました。南原さんがおっしゃったように、今後例えば、リモートワーク等でも使えるとなるとパソコンの前に行かなくても、いつでも、どこでも、時と空間を超えて、誰とも接触できるというような世界が広がるのではないかと考えていますので、ヘッドマウントディスプレイの利用分野が更に広がるってくと楽しい未来が風広がると思います。

【南原】 私も楽しいなって思い、わくわくしながら未来を待っています。

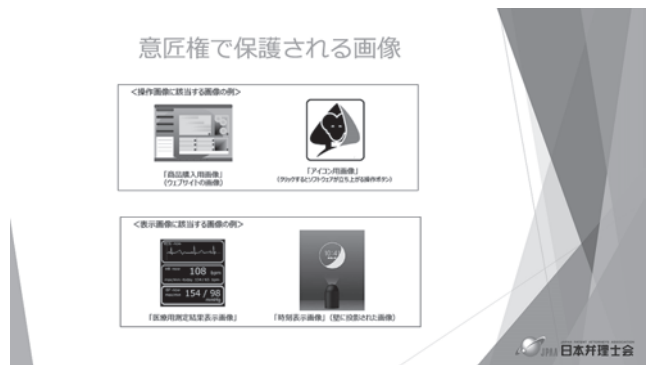
【司会】 メタバースと特許が関連することが分かりましたが、同じ知的財産である意匠についてはどうなっているのでしょうか。会長、ご説明お願いいたします。

【杉村】 今、現行法の意匠法におきましては、2条1項に規定されている画像といたしましては、機器の操作の用に供されるもの、又は、機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限るとされておりまして、このような規定がある以上、画像であれば、何でも意匠登録ができるというような状況にはなっていないということです。意匠法2条1項で規定している画像については、操作画像・表示画像と、我々は称しておりますけれど、意匠法で保護されておりますので、操作画像・表示画像として、登録がされている例ということになっております。

【司会】 それでは、メタバースを意識した意匠の登録例をご紹介ください。

【杉村】 こちらの意匠（スライド14）は、どちらも操作に用いる画像の意匠ですので、コンテンツ選択操作画像として、現在登録されております。この画像につきましては、メタバース関係にも使える意匠だと考えております。具体的には、コントローラーやユーザーの視点の動きによって操作がされるものです。例えば、頭を動かす、そしてユーザーが視点を上下に移動又は左右に移動させるとこれに付随して、本画像は仮想空間内を移動します。これによって、本願の画像が常にユーザーの正面に表示されるものとなっております。

ます。現在の意匠法の場合は先程申し上げましたように、操作と表示用であれば、画面の意匠を登録することができるということになっているところでは



【スライド14】

【司会】 今後、メタバース意匠の未来はどうなっていくのでしょうか。どのように保護していけば良いでしょうか。

【南原】 僕の私見としては、慎重にいった方がいいのかなと思います。というのも、意匠権も特許権と同じで、独占排他権です。他の人は実施できなくなってしまうので、強力な権利です。これは当然意匠を創作した人達にとってはメリットではありますが、世の中に対する影響力を考えるとデメリットも考えなければなりません。このバランスを取っていく必要があるという意味では、何でもかんでも独占権を与えるのは、考えなければいけないのかなと思っています。会長はいかがでしょうか。

【杉村】 画像の意匠につきましては、先程も何回か申し上げましたが、操作画像と表示画像に限定されているところでは、用途を限定しない画面意匠については、著作権法そして不正競争防止法の動向も注視しながら、意匠法をどのように考えていくかというのは検討することになっていくのではないかと思います。先月の6月30日に特許庁の政策推進懇談会のとりまとめの報告書が発表されました。その中にメタバース内の画像の保護については、模倣行為に対してとりうる方策についての議論の整備を進めること、その際には、クリエイターの創作活動に対する萎縮効果を生じさせないように、十分に考慮すること、そして検討を深める必要があるということが提言されています。この記載を見ますと、まずは不正競争防止法・著作権法が先行し、その後で、意匠法について、メタバース関連については議論が深まるのではないかと理解ができていますが、やはり意匠法においても先程、南原さんが

おっしゃったように利点と欠点、それからメタバース関連企業に及ぼす影響等を考慮しながら、不競法・著作権法の改正の動向を見ながら、検討を始めるということが必要ではないかと思います。

【司会】 それではメタバースと商標についてはいかがでしょうか。

【杉村】 商標についてもメタバースと無関係ではありません。メタバースの世界における商品やサービスを商業法で保護しようとする動きは広まってきています。例えば、メタバースでのスニーカービジネスを始めているナイキはNIKEの文字やロゴについて、オンライン上の仮想世界及び、オンライン上で使用する履物を内容とするダウンロード可能なコンピュータープログラムといった商品を指定して出願をしているところです。商標登録は、登録した商標を登録した商品・役務で使用する事が前提です。使用している、もしくは近い将来使用する予定であれば登録される可能性は十分にあると思います。リアルとバーチャルを組み合わせたビジネスが広がっていきますと、両方の商品・役務の商標登録が進むと思います。現在は、リアルの商品で著名な会社がバーチャルに進出する方向が主流となっておりますが、いずれはバーチャルで有名になった会社がリアルの世界に進出するビジネスも出てくるであろうと思っています。仮想商品での、商標権の登録は現行のままでもある程度は可能であると思います。

【南原】 逆というのは面白いですね。バーチャルからリアルに。

【杉村】 バーチャルからリアルに進出するビジネス、これが今後広がっていくと思います。

5. パテントトロール

【司会】 ここからは、杉村会長と南原さんにご自由にお話していただきたいと思います。まず、最初のテーマはパテントトロールについてです。

【杉村】 何をもってパテントトロールとするのかというような明確な定義は定まっていないのですが、特許庁でのパテントトロールに関するワーキンググループの報告書によりますと、特許権を乱用してイノベーションを阻害するものを意味するものではないかとは言われているところです。第一に特許発明の研究開発をしない者、第二に他社から特許権を取得する者、第三に不適切なライセンス料を目的とし権利行使を行う

又は権利行使を乱発する者、第四に製造販売等の実施をしている事業をしておらず、権利行使により得られるライセンス収入料を主な収益源とする者は、典型的なパテントトロールと考えられるのではないかという指摘が多くなされているところです。昨今IoTの普及によりまして標準必須特許のライセンス交渉に大きな変化をもたらしております。一製品あたりの権利数の増加によりまして、権利関係が複雑になってきています。また、通信業界以外の異業種間でも交渉が行われるようになってきています。その中で、ライセンス料や高額な和解金を得ることを目的として、特許権の権利行使をビジネスとして行う者が増えてきて、パテントトロールによる活動が米国において社会問題化したという経緯があります。その後、ヨーロッパやアジアにも徐々に広がっているのではないかという懸念もあるところです。この点について、南原さんは何か感じていらっしゃいますでしょうか。

【南原】 私も会社でパテントトロールから実際に警告書が届いて対応をした経験があり、先程出てきたクレームチャートを実際に見たことがあります。届いてしまったら密かにですけどかなりエネルギーを使って対応しなければならず、本当に厄介な人たちだなと思っています。

【杉村】 日本においては、パテントトロールが活動を活発化しているということは多くは聞こえてこないのですが、やはりこれまでの通信業界以外の異業種種に対してパテントトロールが警告状を送ったりというようなことはあるのではないかと思います。私のところにも、日本の中小企業、中規模企業に対してアメリカのパテントトロールから警告状が送られてきたという経緯があります。そういたしますと、日本の場合は、紛争社会というか訴訟社会ではないので、言われるがままに、お金を払ってしまうというような傾向があるようです。従って、パテントトロールの日本での活動が、中々、表には出てこないような気がしています。

【南原】 パテントトロールが来ても警告書のやり取りとか交渉自体が水面下で行われるのがほとんどで、訴訟になるケースのほうが少ないですね。

【杉村】 米国でパテントトロールの活動が活発化しているというのは、日本の訴訟システムと違って、陪審制度や三倍賠償制度とかがありますので、やはりパテントトロールにとっては、そのような制度があることを念頭においた米国での活動のほうが魅力的ではない

かと思えます。

【南原】まさにその通りだと思います。

【杉村】また中国やインドもやはり市場としては大きいので、数は少ないようですが、パテントトロールにとっては魅力的な国になっているというような噂も聞きますし、ドイツですと、侵害訴訟と有効性の訴訟が別々になっていて差し止めが早期にくだる傾向がありますので、ドイツでもパテントトロール関係の紛争が増加していく傾向があるのではないかと懸念の声も聴いているところです。南原さんも企業にいらっしゃって、パテントトロールに実際に対応されているということなので、身をもって現実を感じてらっしゃるのではないかと思います。

【南原】身近にひしひしと感じております。世界的にパテントトロールが増えていく傾向なのかなというところが懸念としてはあります。

6. 弁理士×作家

【司会】それでは続いて、弁理士と作家という南原さんのキャリアについて弁理士と作家という二刀流についてお話をいただきたいと思えます。

【杉村】弁理士でもあり作家でもいらっしゃいます。何がきっかけで作家になられて小説を書こうと思われたのでしょうか。

【南原】きっかけはいろいろあるのですけれど、一番は弁理士試験です。試験においては法律答案を書きますよね。法律答案は基本的に自分で言葉を考えて作文してはいけません。法律用語は正確に使わなければいけないし、権威のある文章を一言一句暗記して書かなければならない。それはそれで当然必要なのですが、繰り返していると、(法律答案でも)好き勝手に書いてみたいと思うことがあって、そこがどこかで爆発したというか、小説を書いてみたいと思うところにつながったんです。知的財産の世界、特に特許などの場合は物語になりそうな面白い話がたくさんあります。しかし知的財産を題材に小説を書かれている方はあまりいなかった。私が小説を書こうと思った時に有名だったのは、池井戸潤さんの『下町ロケット』ですが、『下町ロケット』もそこまで法律に関して深くつっこんだ話をしていないのではないと感じました。専用実施権のような実施権の話は出てくるのですが。だから、もしかしたら法律にまで深く入った物語であれば、新しいマーケットになるかもしれないと思いま

した。

【杉村】知的財産をテーマにさせていただいたということで、弁理士としてはうれしく思っております。そして今回第20回の『このミステリーがすごい!』大賞で大賞を受賞されたということで、うれしさが倍増しています。先生は実際に弁理士としてお仕事をされている中で、様々な知的財産に関する経験をされ、その中で経験に基づいて、このたびの執筆に繋がったのではないかと推察しています。この対談の最初に戻ってしまいますが男性ではなくてどうして女性の弁理士を主人公にされたのでしょうか。

【南原】本当に個人的な見解ではあるのですが、やはり女性の方が所々で優秀だなんて感じる人が多いです。

【杉村】ありがとうございます。

【南原】大鳳未来は勝気な女性で、そうした女性に物語をぐいぐい引っ張ってもらいたいなというところもあり、女性の弁理士にしようと考えて物語を書いたんです。

【杉村】分かりました。弁理士業界では、先程女性弁理士が全体の16%と申し上げましたが、皆さん、積極的にいろいろなものにチャレンジをされている方が多いので、ご執筆いただいたこの小説が今後の活動の励みになるというような声も私の方にいただいています。ありがとうございます。

【南原】こちらこそ。ありがたいです。

【杉村】私は文章を書くことはどちらかというと苦手だったのですが、先生の文章を拝見させていただくと、洗練されている文章になっているので、先生は国語がお得意だったということでしょうね。

【南原】いいえ、私も理系ですので、正直国語はいつも成績悪かったです。

7. 次回作の構想

【杉村】今回大賞を受賞されましたので、我々は先生の次回作を楽しみなところでは。ぜひ、次回作をご執筆いただきたいと思っておりますが、そのようなご予定はあると理解してよろしいでしょうか。

【南原】次回作を執筆中です。9月9日頃の発売を予定しており、『ストロベリー戦争』というタイトルです。今回は商標の話です。日本の農作物が知財でどう守れるかというところをテーマに書きました。あらすじを部分的に説明すると、ある宮城県の農家さんが開

発されたいちごの新品種について、その名前を他人に登録されてしまいます。出荷直前に警告書が届いてどうしよう、というところで、大鳳未来がやってきます。未来はどう解決するのか、ぜひご期待ください。

【杉村】 大鳳未来先生がまたご活躍いただけるということで、9月9日を楽しみにしています。農産物と言いますと、政府も2030年に農産物の国際輸出5兆円を目指して、農産物輸出を後押しているところです。日本弁理士会もその後押しを知的財産の面から今年力を入れているところですので、先生の次回小説が楽しみです。農産事業者にとっても農産物の知財の重要性についての気付きにもなると思います。先生よろしくお願いたします。

【南原】 楽しみにしててください。

【司会】 南原さん、杉村会長、ありがとうございました。

「対談を終えて」

本対談を実施するにあたり、ご多忙の中、ご協力を



賜りました南原様、宝島社様にこの場を借りて御礼申し上げます。

(原稿受領 2022.12.14)